

民事系科目の連携・共通化について

1 民事裁判科目と民事弁護科目の共通性

民事事件を担当する裁判官と弁護士が民事の法的紛争の解決のために用いる基礎的知識，技法には共通のものがある。

訴訟に限らず民事関係の紛争を解決する場合には，まず，その紛争を法的に分析してポイントとなる争点を把握し，その争点についての証拠を集め，これに基づいて事実を確定することによって，どちらの当事者に権利があるのかなどを判断するというプロセスを経る。そして，具体的な紛争において権利の存否を判断するためには，どのような事実が法的に重要なのか，また，どのような証拠があればその事実の存在が認められるかという判断（経験則）について，裁判官と弁護士との間で共通認識がなくてはならない。

この権利の存否の判断の基礎となる事実が「要件事実」であり，証拠と経験則による事実の存否についての判断が「事実認定」である。この知識，技法に共通基盤がなければ，合理的な民事紛争の解決，その方法の典型である法廷活動は成立しないといつてよい。

2 民事裁判官と民事弁護士との立場の相違

このように，民事の裁判官と弁護士には，要件事実による法的分析や事実認定に関する知識や技法が共通に必要とされるが，その使い方には，場面や立場・役割に応じた相違がある。弁護士は，このような知識や技法を駆使して，当事者から聞いた錯綜した事実関係を法的に整理し，関連すると思われる証拠を吟味，取捨選択して，紛争解決の作戦立てをし，権利の実現のために活動する。裁判外での解決を目指すこともあるし，裁判による解決を図ることもある。他方，裁判官は，このような知識と技法を駆使して，当事者双方の主張からその紛争の争点を把握し，当事者の提出した証拠から事実を認定して判断を示す。

3 新しい集合修習における民事系カリキュラムの在り方

司法修習の課程では，このような民事担当の裁判官及び弁護士に求められる共通の知識・技法と，両者の立場による使い方の相違を整理し，系統立てた形で指導する必要がある。民事系科目は，従前も緊密な連携，共通化を図ってきたが，新しい集合修習では，これを更に進め，同一事案を分冊方式の記録として与えるなどして，紛争のスタートから解決に至る各段階において，上記知識や技法がどのように活用されていくのかを明確に認識できるように指導していきたい。